

第20回さいたま緑のトラスト写真・動画コンクール実施要領

1 趣 旨

県民の緑への理解と関心を深めるとともに、「さいたま緑のトラスト運動」及び「みどりと川の再生」の普及啓発を図る。

2 主 催

埼玉県、公益財団法人さいたま緑のトラスト協会

3 募集期間

令和元年8月1日（木）～12月2日（月）当日消印有効

4 テーマ

【トラスト保全地の部】＜写真部門、動画部門＞

緑のトラスト保全地を対象とした、緑豊かな自然環境、自然や生き物と人とのふれあい、保全管理活動の様子など。

【身近な緑の部】＜写真部門＞

緑のトラスト保全地を除く、埼玉県内にある緑の風景。平地林など里山の風景、屋上・駐車場緑化、緑とのふれあいの様子など。

5 規格等

【写真、動画部門共通】

- (1) プロ、アマを問わない。
- (2) テーマの趣旨に沿った内容の作品とする。
- (3) 本人が過去2年以内（平成29年8月以降）に撮影したもので、未発表の作品に限る。

【写真部門】

- (1) カラー写真（2L判）とし、応募は、トラスト保全地の部、身近な緑の部の両テーマ合計で1人4点以内とする。
- (2) パソコンで画像加工した写真、合成写真、組写真は不可とする。
- (3) 写真の裏面に、撮影者氏名・年齢・職業・住所・電話番号、作品名、撮影場所及び撮影日時を明記した応募用紙を貼る。

【動画部門】

- (1) トラスト保全地を対象に撮影した実写のもの。
- (2) 1つのトラスト保全地を撮影したもの又は、複数の保全地を撮影し、映像をつなげる等の編集を行ったもの。

- (3) 1つの保全地を撮影したものは2分以内、複数の保全地を撮影したものは5分以内とする。ただし、複数の保全地を撮影したものは、どの保全地を撮影したのかわかるものを映像の中に組み込むこと。
- (4) データの記録媒体は CD、DVD、USB メモリとし、ファイルの拡張子は wmv/mov/mpg(mpeg)/avi のいずれか (YouTube にアップロード可能な拡張子)、応募は1人2点以内とする。
- (5) CD、DVD のケース等に、撮影者氏名・年齢・職業・住所・電話番号、作品名、撮影場所及び撮影日時を明記した応募用紙を貼る。

6 送付先及び問合せ

- 埼玉県みどり自然課 みどり復活・保全担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
電話 048-830-3150 (直通)
FAX 048-830-4775
E-mail a3140-11@pref.saitama.lg.jp
URL <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/20trust.html>

- (公財)さいたま緑のトラスト協会
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-12-9 農林会館内
電話 048-824-3661
FAX 048-832-0292
E-mail main@saitama-greenerytrust.com

7 審査及び発表

審査は県の指定する審査員が行う。入賞作品の発表は令和2年1月中に行い、結果は応募者全員に通知する。

8 表彰

・入賞者には、賞状及び副賞を贈呈する。(別紙のとおり)

※入賞作品は、一定期間、展示を行う。また、動画部門の入賞作品は YouTube にアップロードする。

9 その他注意事項

【写真部門】

- (1) 作品の撮影、応募等に係る一切の費用は応募者の負担とする。
- (2) 入賞作品の著作権は主催者に帰属するものとし、入賞者はネガ(デジタルカメラの場合は、CDなどに拡張子「JPG」で保存したデータ)を県に提出する。
- (3) 入賞作品はトラスト運動の広報、彩の国みどりの基金事業の広報等に使用することがある。

- (4) 作品に人物が含まれる場合は、肖像権の侵害とならないよう、必ず本人の了解を得ること。
- (5) 応募作品は返却しない。
- (6) この要領に違反した場合やマナーに反する方法（樹木の伐採、立入禁止区域からの撮影等）で撮影された作品は、失格とする。入賞作品発表後に発覚した場合でも、受賞を取り消し、副賞の返還を求めることがある。

【動画部門】

- (1) 作品の撮影、応募等に係る一切の費用は応募者の負担とする。
- (2) 応募作品の著作権は製作者である応募者に帰属する。ただし、主催者が行う次の行為について、無償での使用を了承すること。
 - ① トラスト運動の普及啓発等のため、応募作品をそのままの状態もしくは一部編集した状態で YouTube にアップロードを行うこと。
 - ② トラスト運動の広報、イベント等において使用すること。
- (3) 作品に人物が含まれる場合は、肖像権の侵害とならないよう、必ず本人の了解を得ること。
- (4) 作品内で使用する音楽等は著作権処理が必要のないものを使用するか、権利者の許可を得て使用し、許可を得たことを証明する文書等を応募の際に添付すること。
- (5) 応募作品に関し第三者の権利侵害が認められた場合、その他の問題が発生した場合、主催者は一切の責任を負わず、その責任は応募者自身がすべて負うものとする。
- (6) 未成年者は保護者の同意を得た上で応募すること（未成年者からの応募については、保護者の同意の上で応募されたものとみなす）。
- (7) 応募作品は返却しない。
- (8) この要領に違反した場合やマナーに反する方法（樹木の伐採、立入禁止区域からの撮影等）で撮影された作品は、失格とする。入賞作品発表後に発覚した場合でも、受賞を取り消し、副賞の返還を求めることがある。



○ 表彰

【トラスト保全地の部】

<写真部門>

最優秀賞（埼玉県知事賞）	1点（賞状、副賞 30,000円相当）
優秀賞（トラスト協会理事長賞）	2点（賞状、副賞 10,000円相当）
優良賞（トラスト協会理事長賞）	3点（賞状、副賞 5,000円相当）
佳作（トラスト協会理事長賞）	5点（賞状、副賞 3,000円相当）

<動画部門>

最優秀賞（埼玉県知事賞）	1点（賞状、副賞 30,000円相当）
優秀賞（トラスト協会理事長賞）	2点（賞状、副賞 10,000円相当）

【身近な緑の部】

<写真部門>

最優秀賞（埼玉県知事賞）	1点（賞状、副賞 30,000円相当）
優秀賞（トラスト協会理事長賞）	2点（賞状、副賞 10,000円相当）
優良賞（トラスト協会理事長賞）	3点（賞状、副賞 5,000円相当）
佳作（トラスト協会理事長賞）	5点（賞状、副賞 3,000円相当）